



菜の花

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

3月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 ／令和3年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月15日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
3月31日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日～3月15日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
3月31日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月10日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月15日 |
| 国 税 ／個人事業者の令和3年分消費税の確定申告
3月31日 | |

ワンポイント 固定資産税の縦覧と閲覧

自治体により差はありますが、毎年4月から、固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間が設けられています。縦覧では、所有する土地・家屋の価格を他の土地等と比較し、その価格が適正であるか確認できます。閲覧は、固定資産課税台帳のうち所有資産の記載事項を確認できる制度で、年間を通じて閲覧できます。

健康保険における 被扶養者の 認定基準



健康保険では、被保険者の傷病や死亡の場合、または出産した場合に保険給付が行われます。

また、その被扶養者の傷病・死亡・出産についても保険給付が行われます。

今回は、健康保険の被扶養者の範囲について解説します。

なお、令和3年8月より夫婦共働きの場合の認定の取扱いが変更されていますので、この変更点も併せてお伝えします。

一 被扶養者とは……………

被扶養者に該当するのは、75歳未満で日本国内に住所を有

し、被保険者により主として生計を維持されていること、および次の(一)と(二)のいずれにも該当した場合です。

国内居住要件については、令和2年4月1日より、被扶養者の認定要件として、従来の生計維持要件に加え、国内居住要件(住民票があること)が追加されました。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族等の日本国内に生活の基礎があると認められるものについては国内居住要件の例外として、被扶養者の認定を受けることが可能です。

なお、日本国内に住所を有する場合であっても、日本国籍を有しておらず、「特定活動(医療目的)」「特定活動(長期観光)」で滞在する方は、被扶養者には該当しません。

(一) 収入要件

年間収入130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満)、かつ、次の①、②のいずれかを満たす者です。

① 同居の場合

原則として、収入が被保険

者の収入の半分未満

② 別居の場合

収入が被保険者からの仕送り額未満

ここでいう「年間収入」とは、過去の収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。

年間収入130万円未満では、給与所得等の収入がある場合は、月額10万8333円以下、雇用保険等の受給者の場合、月額3611円以下であれば要件を満たします。

また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

雇用保険の待期間中でも、収入要件を満たしている場合は、被扶養者として認定することが可能です。

ただし、基本手当の額が収入の限度額を上回った場合は、扶養削除の届出が必要です。

※ 医療職の被扶養者の特例

新型コロナウイルスのワクチン接種業務に従事する被扶養者については、被扶養者の

収入確認の際に、当該業務に従事したことによる給与収入を算入しないこととする特例が設けられています(令和4年2月末までとされていた特例が、令和4年9月末まで延長されました)。

(二) 同一世帯の条件

① 被保険者と同居している必要がない者

- ・ 配偶者
- ・ 子、孫および兄弟姉妹
- ・ 父母、祖父母などの直系尊属

② 被保険者と同居していることが必要な者

- ・ 前記①以外の3親等内の親族(伯叔父母、甥姪とその配偶者など)
 - ・ 内縁関係の配偶者の父母
- および子(当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む)

二 夫婦共働きの場合……………

夫婦ともに収入がある場合の被扶養者の認定は、年間収入の多い方の被扶養者として認定が行われます。

年間収入は、過去の収入、現

時点の収入または将来の収入などから「今後1年間の収入を見込んだ額」を算出します（令和3年7月末以前は、当該被扶養者届が提出された日の属する年の「前年分の年間収入」の多い方の被扶養者とすることが原則とされてきました）。

夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者となります。

なお、配偶者が加入する制度によって年間収入の見込み額の算出方法が異なりますので注意が必要です。

① 配偶者が被用者保険の被保険者の場合

被保険者と同様、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を比較し、いずれが多い方を主として生計を維持する者とします。

② 配偶者が国民健康保険の被保険者の場合

直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか

多い方を主として生計を維持する者とします。

三 届出に用いる添付書類等：

被扶養者異動手続きの際の添付書類は、大きく分けると次の(一)から(四)の確認書類があり、(三)と(四)は該当する場合のみ添付を求められます。

ここでは、例として「協会けんぽ」による添付書類を取り上げますので、健康保険組合の被保険者については、各健康保険組合にご確認ください。

(一) 続柄の確認書類

次のいずれかを添付します(コピー不可)。

① 被扶養者の戸籍謄(抄)本

② 住民票の写し(被保険者が世帯主で、被扶養者と同一世帯である場合に限り)

ただし、次のいずれにも該当するときは、続柄確認のための添付書類を不要とすることができます。

- ・ 被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること
- ・ ①、②の書類により、扶

養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること

(二) 収入要件の確認書類

所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方

事業主の証明があれば添付書類は不要です。

① 以外の方

ア 退職したことにより収入要件を満たす場合は、退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し

イ 雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付の受給終了により収入要件を満たす場合は、雇用保険受給資格者証の写し

ウ 年金受給中の場合は、年金受取額がわかる年金額の改定通知書などの写し

エ 自営(農業等含む)による収入、不動産収入等がある場合は、直近の確定申告書の写し

なお、自営業者についての収入額は、当該事業遂行のための必要経費を控除し

た額です。

オ 前記イ、エ以外に他の収入がある場合は、前記イ、エに応じた書類または課税(非課税)証明書

③ ①及び②の方に共通する事項

障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、別途受取金額のわかる通知書等のコピーが必要

(三) 仕送りの事実と仕送り額

別居の場合は、収入要件の判断に仕送りの事実や仕送り額が確認できるものを用いますが、16歳未満または16歳以上の学生の場合は不要です。

・ 振込の場合は、預金通帳等の写し

・ 送金の場合は、現金書留の控え(写し)

(四) 内縁関係の確認書類

・ 内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本

・ 被保険者の世帯全員の住民票(個人番号の記載のないもの)

くるみん認定基準等の改正

「くるみん認定」は、次世代育成支援対策推進法に基づいて、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標の達成その他の基準を満たした企業を、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する制度です。

この認定を受けた企業の証として「くるみんマーク」が設けられており、商品や広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。

今年4月1日より、認定基準の改正などが行われます。

1 くるみんの認定基準

- ① 男性の育児休業等取得率 10%以上（改正前7%以上）
- ② 男性の育児休業等、育児目的休暇取得率 20%以上（改正前15%以上）
- ③ 認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支

援のひろば」で公表することを新たに追加

2 プラチナくるみんの特例認定基準

「プラチナくるみん」とは、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するための認定制度です。

- ① 男性の育児休業等取得率 30%以上（改正前13%以上）
- ② 男性の育児休業等、育児目的休暇取得率 50%以上（改正前30%以上）
- ③ 出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、子の1歳時点在職者割合 70%（改正前55%）

3 新たな認定制度の創設

新たな認定制度として、「トライくるみん」（認定基準は、従来のくるみんと同じです）や不妊治療と仕事との両立に関する認定制度が創設されます。

退職した従業員の社会保険料徴収

従業員が負担する健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月まで発生します。したがって、例えば3月30日退職のときは「2月分まで」、3月31日退職のときは「3月分まで」発生します。

1 給与の保険料の場合

月の途中で退職した場合は、退職月の前月分の保険料を退職月の給与から控除します。また、月末に退職した場合は、退職月の前月と退職月の2か月分の保険料を退職月の給与から控除することができます（当月分給与を当月に支払う会社の場合）。

2 賞与に対する保険料

月の途中で退職する場合は、退職月に支給する賞与からは保険料を控除する必要がありません（控除済の場合は返金）。

一方、月末に退職する場合は、退職月に支払われた賞与から保険料控除をする必要があります。

日本とフィンランドの社会保障協定

日本とフィンランドの企業間で相手国に一時的に派遣される被用者等（企業駐在員等）は、両国で年金制度及び雇用保険制度に加入が義務付けられているため、社会保険料の二重払いの問題等が生じていました。

令和4年2月に社会保障協定が発効され、派遣期間5年以内の者等は、原則として、派遣元の年金・雇用保険制度のみ加入し（保険料の二重払いを解消）、また、両国の加入期間を通算して、それぞれの国の年金受給権が発生することとなります。

フィンランドは、日本にとって21番目の社会保障協定国となりました。相手国により協定内容が異なるため、相手国別の注意事項を日本年金機構のホームページにてご確認ください。